

関係法令・ガイドライン等

区分	法令・ガイドライン	関連するモビリティ	関連する活用法	モビリティ利用時、考慮が必要なタイミング			モビリティ利用時の主な留意点	問い合わせ先	参照先		
				計画	調整・申請	実施・評価					
法令	小型船舶に関する法令 (船舶安全法、小型船舶の登録等に関する法律、船舶職員及び小型船舶操縦者法)	ASV	全般	○			ASVの運用の際、いわゆる「ミニボート」(長さ3m未満、推進機関の出力が1.5kW未満の船舶)を除き、船舶の登録や検査を受ける他、海技士・小型船舶操縦士が乗船することが必要	国土交通省 海事局	法令のポイントを 本プラットフォーム上に掲載		
	海上衝突予防法	ASV*	全般			○	・全ての船舶が守るべき航法の原則やこれに関連した灯火、信号等といった基本的なルールが定めており、ASVの航行やROVの揚収・作業等の際に遵守が必要 ・その他、場所に応じた特別ルールとして、港則法と海上交通安全法が存在	海上保安庁			
	港則法	ASV*	全般			○	・本法令の適用を受ける港内においては、本法令に定める船舶の運航や係留に関する規制、危険物の荷役の規制等の規定遵守が必要 ・ROVは港湾での使用例も多いところ、港湾での作業や行事の際には、本法令に則り作業届が必要	海上保安庁			
	海上安全法	ASV*	全般			○	船舶交通がふくそうしている東京湾、伊勢湾、瀬戸内海においては、本法令に定める特別の航法等を遵守することが必要	海上保安庁			
	都道府県ごとの漁業調整規則	ROV等	水産動植物採取			○	漁業関係者以外がROV等の本規則に定めのない方法を用いて水産物を採捕する場合、各都道府県の許可が必要	各都道府県			
ガイドライン・マニュアル	遵守事項を定めたもの	AUVの安全運用ガイドライン(国土交通省)	AUV (ROV・ASV)	全般 (特に点検)	○	○	○	AUVによる海洋石油ガス開発・生産施設および洋上風力発電施設検査を安全に実施するためのガイドライン。 運用上の指針や関係法令等、他のモビリティや活用法にも応用可能な内容も多く盛り込まれている。	国土交通省 海事局	https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001409466.pdf	
		遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドライン(国土交通省)	ASV	全般	○	○		いわゆる「ミニボート」にあたらぬASVの運航時、原則として小型船舶に関する法令を遵守する必要があるが、本ガイドラインに従い、運行マニュアルを作成して国土交通大臣による承認を受けることで、無線操縦による無人運航が可能になる	(マニュアル内に記載)	https://www.mlit.go.jp/common/001287346.pdf	
	機材の性能の検討に資するもの	港湾の施設の点検診断ガイドライン(国土交通省)	ROV	インフラ点検				○	港湾インフラの点検に活用可能なモビリティを提供する場合、性能基準として、本ガイドラインに記載の点検項目や点検基準を満たすよう設計することが想定される また、ROVやASVを用いた点検事例が掲載されているため、参考として活用が可能	国土交通省 港湾局	https://www.mlit.go.jp/common/001415531.pdf
		水産基盤施設の維持管理点検マニュアル(水産庁)	ROV	インフラ点検				○	水産設備の点検に活用可能なモビリティを提供する場合、性能基準として、本マニュアルに記載の点検項目や点検基準を満たすよう設計することが想定される また、参考資料にはROVを用いた点検事例が掲載されているため、参考として活用が可能	水産庁	(本編) https://www.ifa.maff.go.jp/j/gvoko_gyozyo/g_guideline/attach/pdf/index-2.pdf (参考資料) https://www.ifa.maff.go.jp/j/gvoko_gyozyo/g_guideline/attach/pdf/index-6.pdf
		洋上風力発電設備の維持管理に関する統一解説(国土交通省)	ROV	洋上風力発電				○	洋上風力設備の点検に活用可能なモビリティを提供する場合、性能基準として、本資料に記載の点検項目や点検方法に基づき、必要な点検を行えるよう設計することが想定される	国土交通省 港湾局	https://www.mlit.go.jp/common/001335973.pdf

※ROVやAUV利用の際にも、母船は当該法令を遵守する必要がある。